## 板橋区パートナーシップ制度検討委員会設置要綱

(令和4年3月31日区長決定)

(設置)

第1条 性的マイノリティ支援のためのパートナーシップ制度の検討に当たり、幅広い 見地からの意見を徴するため、板橋区パートナーシップ制度検討委員会(以下「検討 委員会」という。)を設置する。

(委員)

- 第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員5名 以内をもって組織する。
  - (1) 学識経験者又は有識者
  - (2) 関係団体の代表者
  - (3) 地域団体の代表者

(所掌事項)

- 第3条 検討委員会の委員は次の事項について検討し、意見を述べるものとする。
  - (1) パートナーシップ制度の導入に関すること。
  - (2) その他パートナーシップ制度に関連すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から1年以内とする。委員が欠けた場合における補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 検討委員会は、総務部長が招集する。
- 2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 総務部長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。
- 4 総務部長は、やむを得ない事由により検討委員会を委員が直接面会する方法によって開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付した上で、 書面による会議を開き、その意見を徴することができる。

(会議の公開)

第6条 付属機関等の会議の公開に関する基準 (平成15年3月24日板企政第66号) 第3の(3)により、会議は非公開とする。

(謝礼)

第7条 委員については、謝礼を支払うことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も 同様とする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、総務部男女社会参画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に必要な事項は、総務部長が別に定

める。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。